

第26回 定時株主総会 招集ご通知

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が拡大しています。

株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。

感染拡大防止のため、事前に書面（郵送）により議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくこともご検討ください。

今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.ifis.co.jp/>）にてお知らせいたします。

株式会社 アイフィスジャパン

証券コード：7833

日 時

2021年3月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場 所

東京都千代田区西神田三丁目1番6号
日本弘道会ビル 8階講堂
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

株 主 各 位

東京都千代田区西神田三丁目1番6号
株式会社アイフィスジャパン
代表取締役 大 沢 和 春

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年3月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
 2. 場 所 東京都千代田区西神田三丁目1番6号
日本弘道会ビル 8階講堂
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第26期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第26期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.ifis.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

(添付書類)

**事業報告**  
( 2020年1月1日から  
2020年12月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、2019年10月以降の消費税引き上げの影響がありつつも所得環境や雇用情勢は緩やかな回復基調の傾向からスタートしました。しかし、世界規模での新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により状況が一変し、社会経済活動が大きく制限され、さらに海外渡航者の入国制限によるインバウンド消費の消失などにより、先行き不透明な状況で推移いたしました。

新型コロナウイルス感染症拡大により景気は依然として厳しい状況にあり、同感染症拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げながら様々な政策の効果による日本国内の景気持ち直しの動きにつながることを期待されます。

当社事業と関連性が高い証券市場においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け株式市場は一時的に下落がありましたが、政府による財政出動等による緊急経済対策の効果が出始めたことで株式市場は元の水準以上に戻りました。

また、投資信託市場においては、公募投資信託の総数は微減傾向が続くと共に、新規設定本数は前年とほぼ同水準で推移しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は5,355百万円（前期比3.7%減）、営業利益は693百万円（前期比19.3%減）となりました。また、経常利益は700百万円（前期比19.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は448百万円（前期比21.2%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### <投資情報事業>

ネット証券会社に提供している個人投資家向けコンテンツの受注が好調に推移するとともに、連結子会社である株式会社キャピタル・アイが提供する資本市場関係者向けリアルタイムニュース『キャピタルアイ・ニュース』も堅調に推移しておりますが、アイフィス・インベスト・マネジメント株式会社では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、対面型セミナー等の開催が延期されたことやオンライン化への移行費用の増加等により、売上・営業利益とも減少となりました。

その結果、売上高は1,372百万円（前期比1.9%減）、営業利益は531百万円（前期比13.8%減）となりました。

#### <ドキュメントソリューション事業>

生命保険関連の印刷・物流サービスを中心に売上を伸ばすとともに、確定拠出年金関連のソリューションサービスの好調が業績に寄与しております。

連結子会社である株式会社アイコスの翻訳・通訳サービスや株式会社東京ロジプロの物流サービスについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響での海外インバウンドの需要が消失したことなどにより売上・営業利益の減少となりました。

その結果、売上高は1,816百万円（前期比1.6%減）、営業利益は151百万円（前期比31.2%減）となりました。

#### <ファンドディスクロージャー事業>

投資信託市場においての公募投資信託本数の微減傾向と新規設定本数の低水準での推移は継続しており、新型コロナ感染拡大に伴う緊急事態宣言発出下とあわせ、これらの影響により当社における投資信託関連の印刷受注量は減少しており、対策強化やソリューション展開のための費用の増加もあり、前期比で減収減益となっております。

その結果、売上高は1,475百万円（前期比6.4%減）、営業利益は320百万円（前期比13.4%減）となりました。

#### <ITソリューション事業>

主力事業である事業会社向けの受託開発を行っているビジネスソリューションの受注は、第1四半期までは堅調に推移しておりましたが、緊急事態宣言に伴う経済活動の停滞の影響を受け、マイグレーションサービスでは案件受注の順延・失注などもあり、苦戦を強いられております。販売費及び一般管理費を抑制したことにより前期比で減収増益となっております。

その結果、売上高は690百万円（前期比6.9%減）、営業利益は31百万円（前期比185.3%増）となりました。

| 事業区別            | 売上高         | 構成比    |
|-----------------|-------------|--------|
| 投資情報事業          | 1,372,788千円 | 25.6%  |
| ドキュメントソリューション事業 | 1,816,821千円 | 33.9%  |
| ファンドディスクロージャー事業 | 1,475,583千円 | 27.6%  |
| ITソリューション事業     | 690,501千円   | 12.9%  |
| その他事業           | —           | —      |
| 合計              | 5,355,695千円 | 100.0% |

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、64,542千円であります。  
その主なものは、次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

新規ソフトウェアの開発等 24,963千円

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                        | 第 23 期<br>(2017年12月期) | 第 24 期<br>(2018年12月期) | 第 25 期<br>(2019年12月期) | 第 26 期<br>(当連結会計年度)<br>(2020年12月期) |
|----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                 | 4,916,424             | 5,450,485             | 5,564,131             | 5,355,695                          |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 (千円)   | 433,910               | 549,433               | 570,086               | 448,994                            |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 (円) | 44.92                 | 56.88                 | 59.02                 | 46.48                              |
| 総 資 産 (千円)                 | 3,916,201             | 4,511,748             | 4,904,580             | 5,190,943                          |
| 純 資 産 (千円)                 | 3,107,061             | 3,584,758             | 4,075,776             | 4,351,789                          |
| 1 株 当 た り<br>純 資 産 額 (円)   | 321.65                | 371.10                | 421.94                | 450.51                             |

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                        | 第 23 期<br>(2017年12月期) | 第 24 期<br>(2018年12月期) | 第 25 期<br>(2019年12月期) | 第 26 期<br>(当事業年度)<br>(2020年12月期) |
|----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                 | 3,042,077             | 3,330,537             | 3,404,681             | 3,366,761                        |
| 当 期 純 利 益 (千円)             | 346,321               | 401,616               | 430,039               | 361,269                          |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 (円) | 35.85                 | 41.58                 | 44.52                 | 37.40                            |
| 総 資 産 (千円)                 | 3,050,540             | 3,438,574             | 3,738,751             | 3,948,274                        |
| 純 資 産 (千円)                 | 2,626,401             | 2,960,214             | 3,312,927             | 3,500,386                        |
| 1 株 当 た り<br>純 資 産 額 (円)   | 271.89                | 306.45                | 342.96                | 362.37                           |

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

## ① 親会社との状況

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

| 会社名                       | 資本金    | 当社の出資比率 | 主要な事業内容                             |
|---------------------------|--------|---------|-------------------------------------|
| 株式会社キャピタル・アイ              | 80百万円  | 100.0%  | 金融市場に関するオンライン情報サービス及び専門誌・関連書籍の製作・発行 |
| アイフィス・インベストメント・マネジメント株式会社 | 50百万円  | 100.0%  | 投資助言及び情報提供業                         |
| 株式会社金融データソリューションズ         | 9.5百万円 | 100.0%  | 機関投資家向け運用業務支援アプリケーションの提供            |
| 株式会社東京ロジプロ                | 20百万円  | 100.0%  | 物流コンサルティング及びドキュメントの発送代行業            |
| 有限会社プロ・サポート               | 3百万円   | 100.0%  | 特定信書便及び軽貨物運送業                       |
| 株式会社アイコス                  | 35百万円  | 100.0%  | 翻訳・通訳サービス業                          |
| 株式会社インフォーテック              | 97百万円  | 100.0%  | ソフトウェア受託開発                          |

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは「情報提供」サービスの電子配信ビジネスと「情報処理」を主としたドキュメントビジネスを両輪とした事業展開を行ってまいりました。

ここ数年では、ネット証券会社に提供している個人投資家向けコンテンツや企業年金関連のソリューションサービスが業績を伸ばしております。一方では、関連会社の設立や出資、株式取得、事業譲受けなどにより企業集団としての拡大を積極的に推進することで、サービス提供体制の一層の強化と事業ラインナップの充実を図り、情報提供と情報処理の両輪をバランスよく業績拡大に貢献させてまいりました。

当社グループ事業のさらなる拡大を推進するにあたり、下記の課題に対処してまいります。

##### ① 組織体制について

当社では、継続的に企業価値を高めていくために、事業規模に応じた内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。現在、当社グループは国内に7社の連結子会社、海外に1社の子会社と1社の関連会社を有する規模に拡大してまいりました。各社が適正に事業活動を行っていくために、業容拡大に対応した組織の整備を行い、内部統制が有効に機能する経営管理体制の確立が重要であると認識しております。

##### ② 人材の確保と育成について

当社は金融情報サービスベンダーとして、金融市場の進歩や変化に対応できる専門家、IT技術の進化と高度化に対応した技術者、各部門を統括できるマネジメントスキルを備えた人材等の確保及び育成が重要な経営課題であると認識しております。

これまでも即戦力となる人材の採用や、パートナー企業との協業により、必要な専門知識・リソースを確保してきましたが、競合他社を超える革新的な金融情報サービスを提供していくためには、当社グループ各部門の従業員の専門性の維持・向上が不可欠と認識しております。そのために当社グループでは社内外の研修やOJTを通じて従業員の能力向上を図るとともに、優秀な人材の採用も積極的に進めております。

### ③ システム障害の防止と対応

当社グループの主力サービス『IFIS Research Manager』や『IFIS Consensus Manager』は、独自に開発したシステムにより運営されております。既に多くの投資家の情報インフラとして日々活用されていることから、システムの安定運用は経営上最も重要な課題の1つと認識しております。

対策として、効率的なキャパシティ管理のほか、2重化構成、24時間監視、バックアップシステム等の施策により、障害発生を防ぐとともに障害発生時の混乱及び損害の軽減に努めております。

### ④ 情報セキュリティの強化

機密性の高い情報を扱う当社グループとしましては、現在も万全の情報セキュリティの体制をとっておりますが、個人情報保護法が普及したことにより、その重要性はますます高まるものと思われまます。当社グループといたしましては、ネットワークにおけるデータやプログラムの保護、またはプライバシー保護に関する様々なネットワークセキュリティにおいて、より厳格なセキュリティ体制を構築することを推進してまいります。

以上を実現するためには、企業基盤を整備し、正確でタイムリーな情報提供ができる情報処理体制、クオリティーの高いサービスを提供できる営業体制を維持する必要があります。そのためには優秀な人材の採用と社内教育の充実が不可欠であると考えております。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援、ご鞭撻をたまわりますよう、お願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

| 事業              | 主要サービス                                                                                                                                                                          |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 投資情報事業          | <ul style="list-style-type: none"><li>・証券調査レポート電子書庫サービス</li><li>・業績予想平均値提供サービス</li><li>・金融市場に関するオンライン情報サービス</li><li>・株式市場に関する情報サービス</li><li>・機関投資家向け運用業務支援アプリケーションの提供</li></ul> |
| ドキュメントソリューション事業 | <ul style="list-style-type: none"><li>・金融ドキュメント印刷・配送サービス</li><li>・企業年金関連サービス</li><li>・上場企業向けIR支援サービス</li><li>・Web-To-Printサービス</li><li>・翻訳・通訳サービス</li><li>・物流サービス</li></ul>     |
| ファンドディスクロージャー事業 | <ul style="list-style-type: none"><li>・投資信託関連印刷・配送サービス</li><li>・マーケティング支援</li></ul>                                                                                             |
| ITソリューション事業     | <ul style="list-style-type: none"><li>・金融ソリューション</li><li>・ビジネスソリューション</li><li>・マイグレーションサービス</li></ul>                                                                           |
| その他事業           | <ul style="list-style-type: none"><li>・データ化サービス</li></ul>                                                                                                                       |

(6) 主要な営業所 (2020年12月31日現在)

① 当社

| 事業所名 | 所在地     |
|------|---------|
| 本社   | 東京都千代田区 |

② 子会社

| 会社名                       | 所在地     |
|---------------------------|---------|
| 株式会社 キャピタル・アイ             | 東京都千代田区 |
| アイフィス・インベストメント・マネジメント株式会社 | 東京都千代田区 |
| 株式会社 金融データソリューションズ        | 東京都千代田区 |
| 株式会社 東京ロジプロ               | 東京都板橋区  |
| 有限会社 プロ・サポート              | 東京都板橋区  |
| 株式会社 アイコス                 | 東京都千代田区 |
| 株式会社 インフォテック              | 東京都千代田区 |

(7) 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| セグメントの名称        | 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------------|------|-------------|
| 投資情報事業          | 43名  | 6名増         |
| ドキュメントソリューション事業 | 51名  | 2名増         |
| ファンドディスクロージャー事業 | 33名  | 2名減         |
| ITソリューション事業     | 63名  | —           |
| その他の事業          | —    | —           |
| 全社 ( 共通 )       | 10名  | 1名減         |
| 合計              | 200名 | 5名増         |

- (注) 1. 従業員数は就業員数であります。  
2. 全社 ( 共通 ) として記載されている従業員数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属している者であります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 98名  | 2名増    | 40.1歳 | 6.3年   |

(注) 従業員数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2020年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 33,920,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,242,000株
- (3) 株主数 5,957名
- (4) 大株主（上位10名）

|                                                                              | 持株数        | 持株比率   |
|------------------------------------------------------------------------------|------------|--------|
| 株式会社大澤商事                                                                     | 3,220,000株 | 33.33% |
| STATE STREET BANK AND TRUST<br>CLIENT OMNIBUS ACCOUNT<br>O M 0 2 5 0 5 0 0 2 | 700,000    | 7.25   |
| 大 沢 和 春                                                                      | 679,300    | 7.03   |
| 株式会社光通信                                                                      | 355,400    | 3.68   |
| 奥 村 学                                                                        | 307,100    | 3.18   |
| 鈴木 智 博                                                                       | 300,000    | 3.11   |
| 株式会社 B & S                                                                   | 253,700    | 2.63   |
| BBH FOR FIDELITY PURITANTR:<br>FIDELITY SR INTRINSIC<br>OPPORTUNITIES FUND   | 189,800    | 1.96   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>( 信 託 口 )                                              | 156,600    | 1.62   |
| 奥 村 春 香                                                                      | 156,600    | 1.62   |

- (注) 1. 当社は、自己株式を582,305株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度中の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2020年12月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                               |
|----------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役    | 大沢和春 | 株式会社インフォテック代表取締役<br>アイフィス・インベストメント・マネジメント株式会社取締役<br>株式会社金融データソリューションズ取締役                                                                   |
| 取締役      | 大澤弘毅 | 管理担当兼営業担当<br>アイフィス・インベストメント・マネジメント株式会社代表取締役<br>株式会社キャピタル・アイ代表取締役<br>株式会社金融データソリューションズ取締役<br>株式会社東京ロジプロ監査役<br>株式会社アイコス監査役<br>株式会社インフォテック監査役 |
| 取締役      | 本多雅  | 営業担当                                                                                                                                       |
| 取締役      | 岩橋淑行 | 太陽ハウス株式会社代表取締役                                                                                                                             |
| 常勤監査役    | 長井治  |                                                                                                                                            |
| 監査役      | 森部章  | アイフィス・インベストメント・マネジメント株式会社監査役                                                                                                               |
| 監査役      | 大政和郎 |                                                                                                                                            |

- (注) 1. 取締役岩橋淑行氏は社外取締役であります。  
2. 監査役長井治氏、森部章氏及び大政和郎氏は社外監査役であります。  
3. 監査役森部章氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
4. 当社は取締役岩橋淑行氏、常勤監査役長井治氏、監査役森部章氏及び監査役大政和郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支給人員      | 支給額                 |
|--------------------|-----------|---------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 4名<br>(1) | 32,880千円<br>(1,200) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(3)  | 7,800<br>(7,800)    |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 7<br>(4)  | 40,680<br>(9,000)   |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、2005年3月25日開催の第10回定時株主総会において年額72,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、2005年3月25日開催の第10回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

## ① 他の法人等との重要な兼職の状況

- ・取締役岩橋淑行氏は、太陽ハウス株式会社の代表取締役であります。同社と当社との間には、資本関係及び重要な取引関係はありません。
- ・監査役森部章氏は、アイフィス・インベストメント・マネジメント株式会社の監査役であります。同社は当社の子会社であります。

## ② 社外役員の主な活動状況等

| 会社における地位 | 氏 名     | 主な活動状況等                                                                     |
|----------|---------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 取締役      | 岩 橋 淑 行 | 当事業年度中に開催の取締役会16回中16回に出席し、営業活動及び会社経営に関する豊富な経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。       |
| 常勤監査役    | 長 井 治   | 当事業年度中に開催の取締役会16回中16回、監査役会12回中12回に出席し、国際事業に関する豊富な経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役      | 森 部 章   | 当事業年度中に開催の取締役会16回中16回、監査役会12回中12回に出席し、税理士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。  |
| 監査役      | 大 政 和 郎 | 当事業年度中に開催の取締役会16回中16回、監査役会12回中12回に出席し、人材育成に関する豊富な経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                 | 支 払 額    |
|---------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額          | 24,000千円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査報酬額と金融商品取引法に基づく監査報酬額とを区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 当社は、企業の存続のためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であると認識し、特に取締役は法令遵守だけでなく、従業員に率先してコンプライアンスに対する意識の育成及び維持・向上に努める。
  - ・ 社長直属の内部監査室は、監査役・監査法人との連携・協力のもと内部監査を実施し、業務の適法・適切な運営と内部管理の徹底を図るものとする。
  - ・ 社長と従業員が直接面談する機会を定期的に設け、問題点や今後の課題などを社長に報告する体制を整備する。
  - ・ 「企業行動規範」において反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求にも妥協せず毅然とした態度で対処する旨を定めている。また法令、社会的規範及び企業倫理に反した事業活動を防止するため「内部通報制度」を整備する。
  - ・ 特殊暴力防止対策連合会に加盟し、管轄警察署を通じて関連情報を収集できる体制を整備し、不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・ 株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）及びその関連資料を、文書管理規程その他の社内規程の定めるところに従い、定められた期間適切に保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役及び監査法人等が閲覧・謄写可能な状況にて管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ 当社の事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを把握し、その評価を行い、これを事業運営に活かす仕組みを整備する。また、リスク管理全体を統括する担当部門を設置する。
  - ・ 各部門の長は担当の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で、適切な対策を実施するとともに定期的に見直しを行う。
  - ・ 事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合に備え、予め必要な対応方針を整備し、損失を最小限にとどめるために必要な対応を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社は、定例の取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。また取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、社内取締役及び各部門のディレクターにより構成される販売会議を毎週開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項を決定し、慎重な意思決定を行う体制を整備する。
  - ・ 業務の運営・遂行については、中長期経営計画及び各年度の活動計画、予算の立案、各部門への目標付与を行い、その目標達成に向けた具体策を立案、実行する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 社長直属の内部監査室は、監査役・監査法人との連携・協力のもと内部監査を実施し、業務の適法・適切な運営と内部管理の徹底を図るものとする。また随時、問題点や今後の課題などを社長に報告する体制を整備する。
  - ・ 社内研修・教育活動において、使用人の法令遵守の意識を高める取り組みを行う。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 現在当社グループは国内に7社の連結子会社、海外に1社の子会社と1社の関連会社を有しており、関係会社規程の制定等により、グループ全体においてコンプライアンス体制の構築に努める。
  - ・ グループ会社は、当社との連携及び情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他の特性を踏まえて、自立的に内部統制システムを整備することを基本とする。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くこととする。なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- ・ 監査役会事務局担当者は、監査役より指示された業務の実施に関して、取締役からの指示、命令を受けない。
  - ・ 監査役会事務局担当者の人事異動に関しては、事前に監査役に報告し、その了承を得る。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の実行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要事項を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることのできる体制を構築する。
  - ・ 取締役及び執行役員は、会社の信用、業績等に重大な悪影響を与える事項、または重大な悪影響を与えるおそれのある事項が発覚したときには、速やかに監査役に報告する。
- ⑩ 監査役へ報告をした取締役及び使用人が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査役へ報告をした取締役及び使用人が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い、または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または、債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該費用が監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、これに応じるものとする。
- ⑫ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、取締役会のほか重要な意思決定会議にも出席し、重要事項の報告を受ける体制をとる。
  - ・ 監査役は、監査法人・内部監査室と連携・協力して監査を実施する。
  - ・ 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を16回開催しており、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

### ② コンプライアンスへの取り組みについて

当社は、役員及び使用人に対し、定期的にコンプライアンス研修を実施しております。また、問題の早期発見・未然防止を図るため、内部通報窓口を外部弁護士事務所に設置しております。当事業年度において、内部通報の実績はありませんでした。

### ③ 監査役の職務の執行について

当事業年度において、監査役会を12回開催し、経営の適法性、妥当性、効率性、コンプライアンスに関して、幅広く意見交換、審議、検証し適宜経営に対して助言や提言を行いました。また、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し、各取締役の職務執行について、厳正な監視を実施いたしました。

## (3) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は、特に定めておりません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部                |                  |
|--------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目                | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>4,572,389</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>714,006</b>   |
| 現金及び預金             | 3,945,288        | 買掛金                    | 214,264          |
| 受取手形及び売掛金          | 551,814          | 未払金                    | 116,298          |
| 仕掛品                | 31,983           | 未払法人税等                 | 140,617          |
| その他                | 43,303           | 前受金                    | 110,452          |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>618,553</b>   | 賞与引当金                  | 15,414           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>59,303</b>    | その他                    | 116,958          |
| 建物附属設備             | 22,541           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>125,147</b>   |
| 工具器具備品             | 36,761           | 退職給付に係る負債              | 17,933           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>333,563</b>   | その他                    | 107,214          |
| のれん                | 227,619          | <b>負 債 合 計</b>         | <b>839,154</b>   |
| ソフトウェア             | 97,761           | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| ソフトウェア仮勘定          | 6,712            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>4,345,140</b> |
| その他                | 1,469            | 資本金                    | 382,510          |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>225,686</b>   | 資本剰余金                  | 438,310          |
| 投資有価証券             | 23,708           | 利益剰余金                  | 3,602,296        |
| 関係会社株式             | 2,360            | 自己株式                   | △77,975          |
| 関係会社出資金            | 59,819           | その他の包括利益累計額            | 6,648            |
| 差入保証金              | 83,249           | その他有価証券評価差額金           | △303             |
| 繰延税金資産             | 48,118           | 為替換算調整勘定               | 6,952            |
| その他                | 8,431            | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>4,351,789</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>5,190,943</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>5,190,943</b> |

(注) この連結貸借対照表における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結損益計算書

( 2020年1月1日から  
2020年12月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                           | 金 額     |           |
|-------------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                         |         | 5,355,695 |
| 売 上 原 価                       |         | 3,237,041 |
| 売 上 総 利 益                     |         | 2,118,654 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |         | 1,425,585 |
| 営 業 利 益                       |         | 693,068   |
| 営 業 外 収 益                     |         |           |
| 受 取 利 息                       | 706     |           |
| 受 取 配 当 金                     | 98      |           |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益           | 1,597   |           |
| 助 成 金 収 入                     | 6,600   |           |
| そ の 他                         | 1,665   | 10,667    |
| 営 業 外 費 用                     |         |           |
| 為 替 差 損                       | 3,601   |           |
| そ の 他                         | 109     | 3,710     |
| 経 常 利 益                       |         | 700,025   |
| 特 別 損 失                       |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損                 | 25      | 25        |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |         | 700,000   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 242,899 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 8,106   | 251,005   |
| 当 期 純 利 益                     |         | 448,994   |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |         | 448,994   |

(注) この連結損益計算書における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2020年1月1日から  
2020年12月31日まで )

(単位：千円)

|                                | 株 主 資 本 |         |           |         |           |
|--------------------------------|---------|---------|-----------|---------|-----------|
|                                | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自己株式    | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高                      | 382,510 | 438,310 | 3,327,176 | △77,975 | 4,070,020 |
| 連結会計年度中の変動額                    |         |         |           |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当                    |         |         | △173,874  |         | △173,874  |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益        |         |         | 448,994   |         | 448,994   |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額 (純額) |         |         |           |         |           |
| 連結会計年度中の変動額合計                  | -       | -       | 275,119   | -       | 275,119   |
| 当 期 末 残 高                      | 382,510 | 438,310 | 3,602,296 | △77,975 | 4,345,140 |

|                                | その他の包括利益累計額      |              |                       | 純資産合計     |
|--------------------------------|------------------|--------------|-----------------------|-----------|
|                                | その他有価証<br>券評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |           |
| 当 期 首 残 高                      | △368             | 6,123        | 5,755                 | 4,075,776 |
| 連結会計年度中の変動額                    |                  |              |                       |           |
| 剰 余 金 の 配 当                    |                  |              |                       | △173,874  |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益        |                  |              |                       | 448,994   |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額 (純額) | 64               | 828          | 893                   | 893       |
| 連結会計年度中の変動額合計                  | 64               | 828          | 893                   | 276,012   |
| 当 期 末 残 高                      | △303             | 6,952        | 6,648                 | 4,351,789 |

(注) この連結株主資本等変動計算書における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 7社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社キャピタル・アイ  
アイフィス・インベストメント・マネジメント株式会社  
株式会社金融データソリューションズ  
株式会社東京ロジプロ  
有限会社プロ・サポート  
株式会社アイコス  
株式会社インフォーテック

##### ② 非連結子会社の名称等

- ・主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社はありません。
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の名称

- ・持分法適用の関連会社の数 1社
- ・主要な会社等の名称 上海凱懿商貿有限公司

##### ② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

- ・主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社はありません。
- ・持分法を適用しない理由 持分法を適用しない非連結子会社は小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項  
すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

イ. 満期保有目的の債券 償却原価法 (定額法)

ロ. その他有価証券

・ 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売買原価は、移動平均法により算定)

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

2) 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、耐用年数は4年～15年であります。

2) 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェア 5年

のれん

5年または10年

③ 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社1社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のプロジェクトについては工事完成基準を適用しております。

なお、当連結会計年度においては、工事進行基準を適用するプロジェクトはありません。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 161,571千円

3. 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首<br>株式数(株) | 当連結会計年度増加<br>株式数(株) | 当連結会計年度減少<br>株式数(株) | 当連結会計年度末<br>株式数(株) |
|-------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 普通株式  | 10,242,000          | —                   | —                   | 10,242,000         |

(2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首<br>株式数(株) | 当連結会計年度増加<br>株式数(株) | 当連結会計年度減少<br>株式数(株) | 当連結会計年度末<br>株式数(株) |
|-------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 普通株式  | 582,305             | —                   | —                   | 582,305            |

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議                   | 配当金の総額    | 1株当たり<br>配当額 | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-----------|--------------|-------------|------------|
| 2020年3月19日<br>定時株主総会 | 173,874千円 | 18円00銭       | 2019年12月31日 | 2020年3月23日 |

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2021年3月26日開催予定の定時株主総会の議案として、剰余金の処分として期末配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

|            |             |
|------------|-------------|
| ・ 配当金の総額   | 130,405千円   |
| ・ 1株当たり配当額 | 13円50銭      |
| ・ 基準日      | 2020年12月31日 |
| ・ 効力発生日    | 2021年3月29日  |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定し、設備投資等に必要な資金や短期的な運用資金等は、自己資金による方針であります。デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外には行わないものとしております。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、与信管理規程に沿って取引先ごとの期日管理及び残高管理を行いリスク低減を図っております。

投資有価証券は、余剰資金を運用することを目的とした金融資産であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

差入保証金は、建物の賃借時に差し入れているものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金や未払金は、そのほとんどが2ヵ月以内に決済されるものであります。法人税、住民税及び事業税の支払額である未払法人税等は、そのほぼすべてが2ヵ月以内に納付期限が到来するものであります。

また、管理体制については、定められた運用資金の範囲内でのみ行うものであり、事前に稟議決裁を受けたうえで、実行及び管理を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従うこととしておりますが、当連結会計年度においてデリバティブ取引は行っておりません。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動する場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。詳細につきましては、「(注) 2.」をご参照ください。

(単位：千円)

|               | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差額    |
|---------------|----------------|-----------|-------|
| (1) 現金及び預金    | 3,945,288      | 3,945,288 | —     |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 551,814        | 551,814   | —     |
| (3) 投資有価証券    |                |           |       |
| ① 満期保有目的の債券   | 21,492         | 22,226    | 733   |
| ② その他有価証券     | 2,215          | 2,215     | —     |
| (4) 差入保証金     | 83,249         | 83,674    | 425   |
| 資産計           | 4,604,060      | 4,605,220 | 1,159 |
| (1) 買掛金       | 214,264        | 214,264   | —     |
| (2) 未払金       | 116,298        | 116,298   | —     |
| (3) 未払法人税等    | 140,617        | 140,617   | —     |
| 負債計           | 471,181        | 471,181   | —     |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格及び取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価について、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

## 負債

### (1) 買掛金、及び(2) 未払金、並びに(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 関係会社株式（連結貸借対照表計上額2,360千円）及び関係会社出資金（連結貸借対照表計上額59,819千円）については、市場価格がなく、かつ時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

## 6. 1 株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 450円51銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 46円48銭  |

## 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部                |                  |
|--------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目                | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>2,426,819</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>447,888</b>   |
| 現金及び預金             | 2,009,661        | 買掛金                    | 156,918          |
| 売掛金                | 350,190          | 未払金                    | 71,528           |
| 仕掛品                | 21,451           | 未払費用                   | 5,046            |
| 前払費用               | 16,188           | 未払法人税等                 | 94,886           |
| 関係会社短期貸付金          | 14,009           | 未払消費税等                 | 32,147           |
| その他                | 15,318           | 前受金                    | 63,608           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>1,521,455</b> | 預り金                    | 15,014           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>41,219</b>    | 賞与引当金                  | 8,738            |
| 建物附属設備             | 20,562           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>447,888</b>   |
| 工具器具備品             | 20,657           | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>117,974</b>   | <b>株 主 資 本</b>         | <b>3,500,690</b> |
| のれん                | 26,268           | 資本金                    | 382,510          |
| ソフトウェア             | 85,188           | 資本剰余金                  | 438,310          |
| ソフトウェア仮勘定          | 6,112            | 資本準備金                  | 438,310          |
| その他                | 405              | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>2,757,846</b> |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>1,362,260</b> | 利益準備金                  | 250              |
| 投資有価証券             | 23,708           | その他利益剰余金               | 2,757,596        |
| 関係会社株式             | 1,180,204        | 繰越利益剰余金                | 2,757,596        |
| 差入保証金              | 72,060           | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△77,975</b>   |
| 関係会社長期貸付金          | 59,908           | 評価・換算差額等               | △303             |
| 繰延税金資産             | 26,378           | その他有価証券評価差額金           | △303             |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>3,948,274</b> | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>3,500,386</b> |
|                    |                  | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>3,948,274</b> |

(注) この貸借対照表における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

( 2020年1月1日から  
2020年12月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |           |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 3,366,761 |
| 売 上 原 価                 |         | 1,929,263 |
| 売 上 総 利 益               |         | 1,437,498 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 914,249   |
| 営 業 利 益                 |         | 523,249   |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息                 | 2,318   |           |
| そ の 他                   | 1,108   | 3,426     |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 為 替 差 損                 | 2,157   |           |
| そ の 他                   | 24      | 2,181     |
| 経 常 利 益                 |         | 524,493   |
| 特 別 損 失                 |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 5       | 5         |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 524,487   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 160,540 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 2,678   | 163,218   |
| 当 期 純 利 益               |         | 361,269   |

(注) この損益計算書における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書

( 2020年1月1日から  
2020年12月31日まで )

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |            |              |            |                |              |
|-----------------------------|---------|------------|--------------|------------|----------------|--------------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金      |              | 利益剰余金      |                |              |
|                             |         | 資 本<br>準備金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利 益<br>準備金 | その他利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |
| 当 期 首 残 高                   | 382,510 | 438,310    | 438,310      | 250        | 2,570,201      | 2,570,451    |
| 事業年度中の変動額                   |         |            |              |            |                |              |
| 剰 余 金 の 配 当                 |         |            |              |            | △173,874       | △173,874     |
| 当 期 純 利 益                   |         |            |              |            | 361,269        | 361,269      |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) |         |            |              |            |                |              |
| 事業年度中の変動額合計                 | -       | -          | -            | -          | 187,394        | 187,394      |
| 当 期 末 残 高                   | 382,510 | 438,310    | 438,310      | 250        | 2,757,596      | 2,757,846    |

|                             | 株 主 資 本 |           | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計     |
|-----------------------------|---------|-----------|------------------|----------------|-----------|
|                             | 自己株式    | 株主資本合計    | その他有価証<br>券評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 当 期 首 残 高                   | △77,975 | 3,313,295 | △368             | △368           | 3,312,927 |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |                  |                |           |
| 剰 余 金 の 配 当                 |         | △173,874  |                  |                | △173,874  |
| 当 期 純 利 益                   |         | 361,269   |                  |                | 361,269   |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) |         |           | 64               | 64             | 64        |
| 事業年度中の変動額合計                 | -       | 187,394   | 64               | 64             | 187,459   |
| 当 期 末 残 高                   | △77,975 | 3,500,690 | △303             | △303           | 3,500,386 |

(注) この株主資本等変動計算書における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- |                 |                                                           |
|-----------------|-----------------------------------------------------------|
| ① 満期保有目的の債券     | 償却原価法（定額法）                                                |
| ② 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法                                               |
| ③ その他有価証券       |                                                           |
| ・ 時価のあるもの       | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売買原価は、移動平均法により算定） |
| ・ 時価のないもの       | 移動平均法による原価法                                               |

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- |     |                                            |
|-----|--------------------------------------------|
| 仕掛品 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
|-----|--------------------------------------------|

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

- |          |                                                                         |
|----------|-------------------------------------------------------------------------|
| ① 有形固定資産 | 定率法<br>ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、耐用年数は4年～15年であります。 |
| ② 無形固定資産 | 定額法<br>自社利用のソフトウェア 5年<br>のれん 10年                                        |

#### (4) 引当金の計上基準

- |         |                                                                                          |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。                                       |

- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 119,276千円  
 (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）  
 ① 短期金銭債権 14,415千円  
 ② 短期金銭債務 14,104千円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- ① 営業取引高 売上高 5,714千円  
 売上原価 99,602千円  
 その他 44,652千円  
 ② 営業取引以外の取引高 1,944千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数(株) | 当事業年度増加<br>株式数(株) | 当事業年度減少<br>株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式  | 582,305           | —                 | —                 | 582,305          |

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|              |                  |
|--------------|------------------|
| 未払事業税        | 6,066千円          |
| 賞与引当金        | 2,673千円          |
| 未払費用         | 1,377千円          |
| 減価償却費        | 9,272千円          |
| その他有価証券評価差額金 | 133千円            |
| 資産除去債務       | 6,854千円          |
| 関係会社株式評価損    | 45,900千円         |
| 繰延税金資産小計     | 72,278千円         |
| 評価性引当額       | <u>△45,900千円</u> |
| 繰延税金資産合計     | <u>26,378千円</u>  |

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類  | 会社等の名称                    | 議決権等の所有(被所有)割合   | 関連当事者との関係      | 取引の内容        | 取引金額     | 科目                             | 期末残高     |
|-----|---------------------------|------------------|----------------|--------------|----------|--------------------------------|----------|
| 子会社 | アイフィス・インベストメント・マネジメント株式会社 | 所有<br>直接<br>100% | 資金の援助<br>役員の兼任 | 資金の回収        | 13,732千円 | 関係会社<br>短期貸付金<br>関係会社<br>長期貸付金 | 14,009千円 |
|     |                           |                  |                | 利息の受取<br>(注) | 1,627千円  |                                | 59,908千円 |

(注) 貸付については市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 362円37銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 37円40銭  |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月25日

株式会社アイフィスジャパン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大竹 貴也 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古川 真之 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイフィスジャパンの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイフィスジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月25日

株式会社アイフィスジャパン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大竹 貴也 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古川 真之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイフィスジャパンの2020年1月1日から2020年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月26日

株式会社アイフィスジャパン監査役会

|              |       |   |
|--------------|-------|---|
| 常勤監査役（社外監査役） | 長井 治  | Ⓔ |
| 社外監査役        | 森部 章  | Ⓔ |
| 社外監査役        | 大政 和郎 | Ⓔ |

以 上

## 株主総会参考書類

議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき13円50銭といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は130,405,883円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2021年3月29日といたしたいと存じます。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 第2号議案 定款一部変更の件

### (1) 提案の理由

- ① 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を高め、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から「監査等委員会設置会社」へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第29条第2項を変更案第30条第2項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。
- ④ 監査等委員会設置会社へ移行に関する定款変更の効力は、本総会終結の時をもって発生するものといたします。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更箇所を示しております。)

| 現行定款                          | 変更案                           |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 第1章 総 則                       | 第1章 総 則                       |
| (機 関)                         | (機 関)                         |
| 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 | 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 |
| 1 取締役会                        | 1 取締役会                        |
| 2 監査役                         | 2 監査等委員会                      |
| <u>3</u> 監査役会                 | <削除>                          |
| <u>4</u> 会計監査人                | <u>3</u> 会計監査人                |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会<br/>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は6名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. &lt;条文省略&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">3. &lt;条文省略&gt;</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> | <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は6名以内とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">3. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>第24条～第27条 &lt;条文省略&gt;<br/>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第30条 当会社の監査役は、3名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> | <p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条～第28条 &lt;現行どおり&gt;<br/>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: right;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: right;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: right;">&lt;削除&gt;</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                       | 変更案               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>        | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                       | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                      | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第36条 監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>                                                                | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                                                    | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>                                                                                                            | <p>&lt;削除&gt;</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第39条 当社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> | <p>&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査等委員会</b></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を定めることができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会にける議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員はこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                   | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人<br/>第40条～第41条 &lt;条文省略&gt;<br/>第7章 計 算<br/>第42条～第45条 &lt;条文省略&gt;</p> | <p style="text-align: center;">(監査等委員会規程)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人<br/>第36条～第37条 &lt;現行どおり&gt;<br/>第7章 計 算<br/>第38条～第41条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>附則<br/>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p>当社は、第26回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（4名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div><br>おおさわかずはる<br>大沢和春<br>(1949年6月29日生) | 1972年4月 富士ゼロックス株式会社入社<br>1990年5月 国際電信電話株式会社入社<br>1992年6月 セガエンタープライズ株式会社入社<br>1993年2月 トムソンコーポレーション株式会社入社<br>1995年5月 当社設立、代表取締役（現任）<br>2006年2月 アイフィス・インベストメント・マネジメン<br>ト株式会社取締役<br>2013年2月 株式会社インフォーテック代表取締役<br>2019年6月 株式会社金融データソリューションズ取締<br>役                                                                                                                                                        | 679,300株       |
| 2     | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div><br>おおさわひろき<br>大澤弘毅<br>(1979年9月25日生)  | 2003年4月 エヌケーケートレーディング株式会社入社<br>2008年4月 株式会社国際交流センター入社<br>2010年1月 当社入社<br>2013年3月 当社取締役 営業担当<br>2015年12月 株式会社東京ロジプロ監査役<br>2015年12月 株式会社アイコス監査役<br>2015年12月 株式会社インフォーテック監査役<br>2016年1月 当社取締役 管理担当<br>2016年8月 株式会社金融データソリューションズ取締<br>役<br>2017年5月 アイフィス・インベストメント・マネジメン<br>ト株式会社取締役<br>2019年6月 当社取締役 管理担当兼営業担当（現任）<br>2019年6月 アイフィス・インベストメント・マネジメン<br>ト株式会社代表取締役（現任）<br>2019年6月 株式会社キャピタル・アイ代表取締役（現<br>任） | 150,000株       |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3     | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div><br>ほん だ まさし<br>本 多 雅<br>(1957年7月7日生) | 1981年4月 富士ゼロックス株式会社入社<br>2004年4月 富士ゼロックスマレーシア社長<br>2009年4月 富士ゼロックスタイランド社長<br>2014年7月 富士ゼロックス株式会社アジアパシフィックオペレーション常務執行役員兼営業本部長<br>2017年4月 同社国内営業本部常務執行役員兼営業本部長<br>2017年9月 当社入社<br>2018年3月 当社取締役 営業担当(現任)<br>2021年2月 株式会社東京ロジプロ監査役(現任)<br>2021年2月 株式会社インフォーテック監査役(現任)<br>2021年3月 株式会社アイコス監査役(現任) | 1,000株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記各取締役候補者の所有する当社の株式数は、2020年12月31日現在のものであります。
3. 当社は大沢和春氏、大澤弘毅氏及び本多雅氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。
4. 当社は取締役を被保険者とする会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額当社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されません。また、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役(監査等委員である取締役を除く。)を被保険者とする会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険)契約を保険会社との間で締結する予定であります。保険料は全額当社が負担いたします。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div><br>なが い おさむ<br>長 井 治<br>(1952年11月23日生)   | 1980年4月 国際電信電話株式会社入社<br>2000年6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社入社<br>2000年6月 同国際事業部部長<br>2006年4月 同国際事業本部開発部部長<br>2011年3月 当社社外監査役<br>2019年3月 当社常勤社外監査役(現任)                                                                                                                    | 一株             |
| 2     | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div><br>もり べ あきら<br>森 部 章<br>(1959年6月10日生)    | 1983年4月 三菱電機株式会社入社<br>1997年9月 森川税理士事務所入所<br>1998年12月 税理士登録<br>1999年9月 森部章税理士事務所、所長(現任)<br>2000年2月 当社社外監査役(現任)<br>2006年2月 アイフィス・インベストメント・マネジメント株式会社監査役(現任)                                                                                                            | 30,000株        |
| 3     | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div><br>おお まさ かず お<br>大 政 和 郎<br>(1954年1月5日生) | 1977年4月 富士ゼロックス株式会社入社<br>1990年4月 グレラン製薬株式会社入社<br>C F O兼取締役人事部長<br>1995年6月 ボストンサイエンティフィックジャパン株式会社入社<br>1999年4月 G E キャピタル・コンシューマーファイナンス株式会社入社<br>G E コンシューマークレジット取締役兼人事総務部長<br>2001年5月 日本シャーウッド株式会社入社<br>2002年8月 コムテック株式会社入社<br>2003年6月 同社常務取締役<br>2005年3月 当社社外監査役(現任) | 8,000株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 上記各監査等委員である取締役候補者の所有する当社の株式数は、2020年12月31日現在のものです。  
 3. 長井治氏、森部章氏及び大政和郎氏は、社外取締役候補者であります。

4. 長井治氏、森部章氏及び大政和郎氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。長井治氏及び森部章氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことがありませんが、長井治氏は国際事業で長年培ってこられた豊富な経験と見識を、森部章氏は税理士としての専門的な見識を、また大政和郎氏は人材育成に関する豊富な経験を、当社の経営の監督等に活かしていただくため、選任をお願いするものです。
5. 長井治氏、森部章氏及び大政和郎氏は現在、当社の社外監査役であります。それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、長井治氏は10年、森部章氏は21年1ヶ月、大政和郎氏は16年となります。
6. 当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役及び社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めておりますが、社外取締役候補者長井治氏、森部章氏及び大政和郎氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結しておりません。なお、各氏の選任が承認されても、当該責任限定契約を締結する予定はありません。
7. 当社は長井治氏、森部章氏及び大政和郎氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。
8. 当社は監査役を被保険者とする会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額当社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されません。また、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役を被保険者とする会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）契約を保険会社との間で締結する予定であります。保険料は全額当社が負担いたします。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されません。
9. 当社は、候補者全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

### **第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、取締役の報酬等について、2005年3月25日開催の第10回定時株主総会において、年額72,000千円以内とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額72,000千円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社は、取締役の報酬等について、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、株主総会で決議された報酬枠の枠内で、担当する業務や職責・役位をベースに業績や今後の持続的成長への貢献度等を加味して支払うことを基本方針としております。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は4名（うち、社外取締役1名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

### **第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。当社の監査役の報酬額は、2005年3月25日開催の第10回定時株主総会において、年額20,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額20,000千円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上







# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区西神田三丁目1番6号  
 日本弘道会ビル8階 講堂  
 TEL 03-5275-6334



- |    |             |                        |
|----|-------------|------------------------|
| 交通 | ・九段下駅「7番出口」 | 徒歩3分(東西線)              |
|    | 「5番出口」      | 徒歩4分(半蔵門線・都営新宿線)       |
|    | ・神保町駅「A2出口」 | 徒歩5分(半蔵門線・都営新宿線・都営三田線) |
|    | ・水道橋駅「西口」   | 徒歩9分(JR線)              |
|    | 「A2出口」      | 徒歩11分(都営三田線)           |
|    | ・飯田橋駅「A5出口」 | 徒歩9分(東西線)              |
|    | 「東口」        | 徒歩12分(JR線)             |

◎お願い 当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会にご出席の皆様には、株主総会会場内にてマスクの着用等をお願いいたします。

当社運営スタッフはマスク着用で対応いたしますので、あらかじめご了承ください。

**株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**